

ネーミングライツパートナー 募集中!

歩道橋にあなたの会社や商品の名前をつけませんか？

ネーミングライツパートナーになると、歩道橋の橋げた部分に企業名、商品名を入れた愛称を標示するとともに、愛知県のネーミングライツパートナーであることを自社のウェブページ、出版物等に表示することができます。



基本的に愛知県が管理する歩道橋
すべてが対象になりました!

通年での応募が
可能になりました!

あいちあんぜん歩道橋

標示内容はイメージです。命名条件等の詳細は、
募集要項をご覧ください。

地域貢献

お支払いいただいたネーミングライツ料は、歩道橋などの道路施設の維持管理に使用されます。

企業PR

歩道橋に企業名・商品名を標示することで、ドライバー、地域住民に幅広くPRできます。

ネーミング
ライツ料

20万円/年～

契約期間

3年～5年

詳しくは www.pref.aichi.jp/0000075952.html

愛知県 歩道橋

検索

お申し込み・お問い合わせは
愛知県 建設部 道路維持課 路政・管理グループ
TEL 052-954-6546 E-mail: douroiji@pref.aichi.lg.jp

 愛知県

歩道橋ネーミングライツ公募スケジュール（※詳細は、必ず「募集要項」を参照してください）

1 募集要項の配布開始

平成 26 年 9 月 19 日（金）

募集要項は、ウェブページに掲載するほか、建設部道路維持課、各県民プラザ及び各建設事務所で配布します。

2 ネーミングライツ申請書の受付期間

平成 26 年 10 月 1 日（水）から随時受け付けます。（土曜日・日曜日・祝日を除く、8 時 45 分から 17 時 30 分まで）

3 応募先（持参又は郵送により受付）

愛知県 建設部 道路維持課 路政・管理グループ（県本庁舎 4 階北） 〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2

4 ネーミングライツパートナーの選定

県の審査会による審査を経て、パートナーと契約を締結します。

5 契約開始時期

各歩道橋へ愛称を標示し、契約開始（平成 27 年 2 月以降随時の予定）

歩道橋ネーミングライツ募集概要（※詳細は、必ず「募集要項」を参照してください）

1 ネーミングライツの対象

基本的に愛知県が管理する歩道橋すべてを対象とします。

ただし、一部対象外のものがありますので、募集の際は、あらかじめ道路維持課まで確認するようにしてください。

2 ネーミングライツ料

歩道橋 1 橋当たり年額 20 万円以上（消費税及び地方消費税は別途） ※愛称標示・消去のための施工費用が別途必要です。

3 契約期間

3 年～5 年（契約期間の満了に当たり、契約更新の希望があれば優先交渉権を付与します。）

4 命名条件等

ネーミングライツパートナーは、対象となる歩道橋の桁部分に会社名、商号、商品名、ロゴマークを入れた愛称を標示することができます。なお、愛称の末尾には原則として「歩道橋」又は「ブリッジ」の文字を含むものとします。

（詳細な命名条件等は、募集要項を参照してください。）

5 地域貢献の提案

ネーミングライツパートナーとして、当該歩道橋やその周辺における清掃美化活動など、当該歩道橋を地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

6 費用負担

歩道橋に愛称を標示する費用及び契約終了時に標示を消去する費用は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。なお、歩道橋への愛称標示及び愛称消去は、ネーミングライツパートナーが道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認を受けて施工することとなります。

7 応募資格

法人を対象とします。また、広告代理店の応募も可能です。（詳細な応募資格は、募集要項を参照してください。）